

平成23年11月24日
株式会社ケイ・オプティコム

第19回接続委員会の議論を踏まえた質問事項に対する回答

質問①

分岐単位接続料の設定について第19回接続委員会において示された各社の見解に対し、御社の見解・反論をお聞かせ願いたい。

回答①

弊社は、関西の9割以上の世帯に対し、自ら敷設した光ファイバを用いて、F T T H サービスを提供している事業者としての立場から、妥当性を欠く光ファイバ接続料の設定に繋がる制度の導入には反対いたします。

弊社は平成23年2月22日に、接続委員会の場で発言をする機会をいただき、その場において、OSU共用による分岐単位接続料制度の問題を2点指摘し、反対の立場を表明いたしました。

まず1点目の問題としては、接続事業者が一部の設備コストしか負担せず、NTT東西殿にコストをつけ回すことが挙げられます。この問題は、接続事業者とNTT東西殿だけの間に留まらず、自らリスクを取って設備投資した地域アクセス系事業者・CATV事業者など全ての設備事業者が、借りるだけの接続事業者に対して極めて不利な競争を強いられることにあります(図1)。

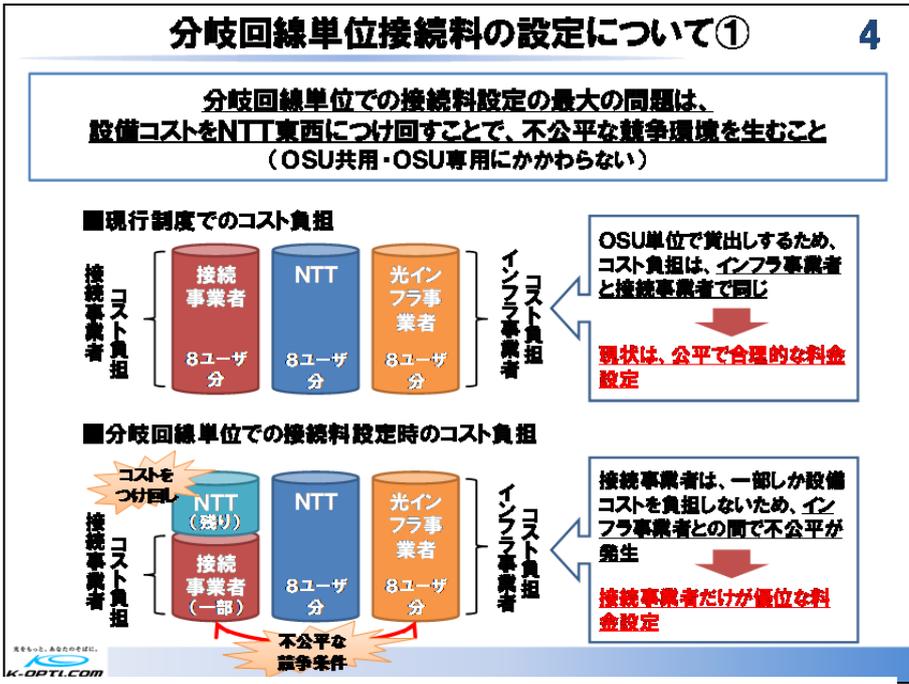


図 1. (平成23年2月22日 弊社発表資料4頁より)

2点目の問題として、設備を共用することで、どの事業者にも技術革新に対するインセンティブが働かず、その結果、光アクセス網の進化が停滞することが挙げられます。光信号の伝送技術は、現在のものが最終形態ではなく、今後の革新によってさらなる高機能化が期待されます。そのような中、技術革新の阻害に繋がる政策の導入には、設備事業者として断固反対した次第です（図2）。

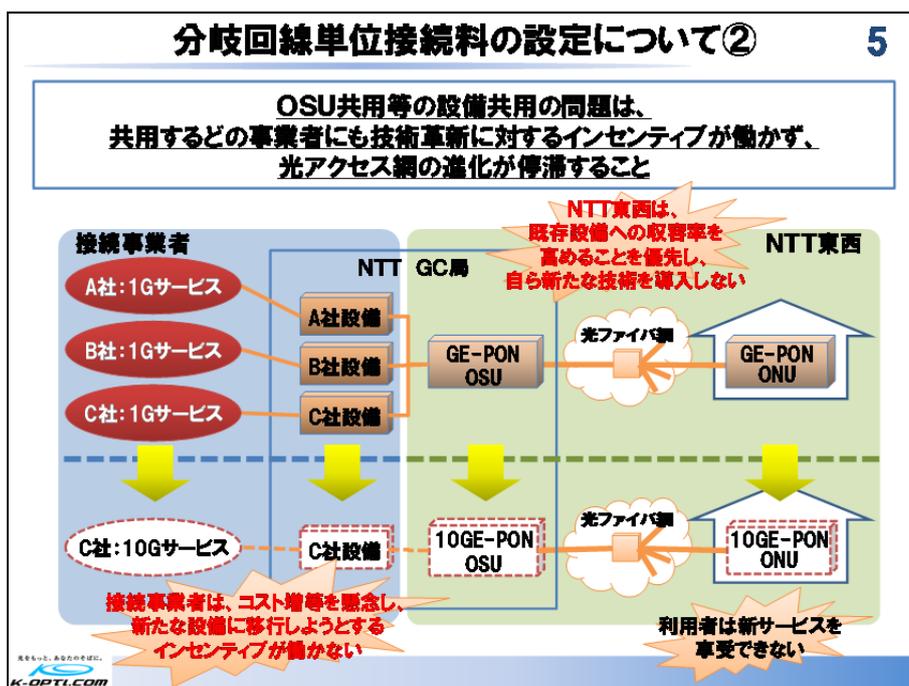


図 2. (平成23年2月22日 弊社発表資料5頁より)

これらは、OSU共用のみならず、それに類似した制度（GC接続類似機能、ファイバシェアリング、波長重畳接続機能）のいずれを導入した場合にも同様に発生する、解決し難い大きな問題です。

以上の理由から、第19回接続委員会において各社が示した分岐単位接続料設定に繋がるいずれの諸制度案に対しても、弊社は反対です。

現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDDI殿は全国で「auひかり」サービスを展開されており、第18回接続委員会で公表されたデータによると、同社FTTHサービスの加入者数は約207万件（2011年9月現在）、市場シェアは8.8%（2011年6月現在）に達しています。この事例が示すとおり、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度には全く合理性が無いと弊社は考えております。

なお、設備更新が停滞するおそれがある点で弊社は積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、OSUを共用することでFTTH事業に参入することは、現行の制度下でも可能です（図3）。

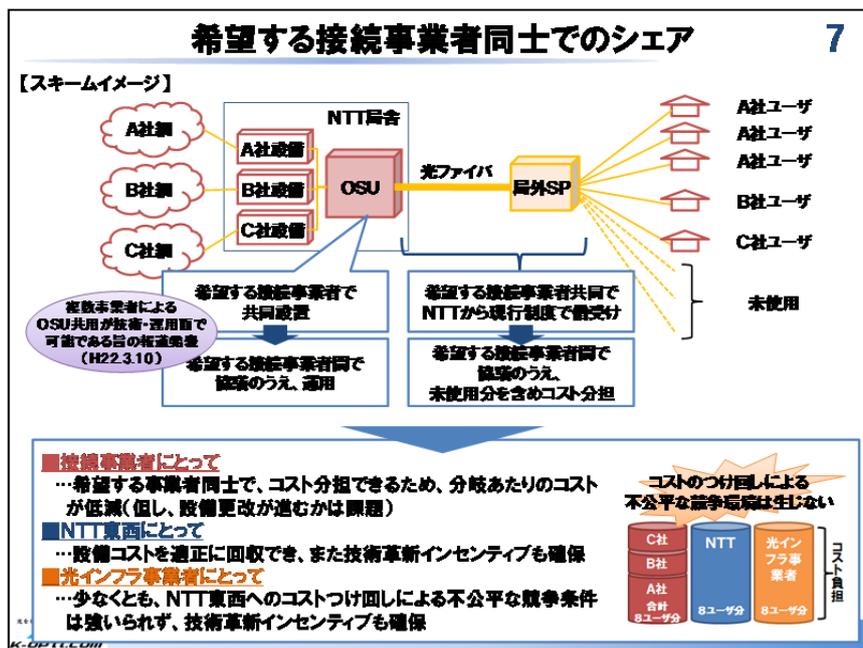


図 3. (平成23年2月22日 弊社発表資料7頁より)

このような取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公平な競争環境を歪めることは、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた、地域アクセス系事業者やCATV事業者の努力の否定に繋がるものであり、弊社としては到底許容できるものではありません。

コスト負担の点で公平性が高く、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位の接続料設定制度が最も合理的な制度であると考えております。

質問②

現行のシェアドアクセス方式による一芯単位接続料の料金水準及び当該接続料が低廉化傾向にあることを踏まえれば、光配線区間の適正化を図り、1光配線区画あたりの世帯数を平均的な世帯数（NTT東日本殿：50世帯、NTT西日本殿：40世帯）並みに近づけることにより、接続事業者は一芯借りによりF T T Hサービスのビジネスで採算を取ることも十分可能ではないかという趣旨の指摘がなされている点に関して、御社としてどのようにお考えであるかご教示頂きたい。

回答②

弊社は、配線ブロックの見直しは、設備の収容率を高める点では有効にはたらく可能性はあるものの、実際に設備構成を見直す場合、以下の2点において課題があると考えております。

- ①配線ブロックの統合によりファイバ敷設距離が長くなることで、工事にかかる費用が増えたり、開通までに要する期間が長くなったりする等、利用者が不利益を被る可能性がある点（図4）
- ②配線ブロックの不均衡さは地域事情が大きく反映される可能性が高いため、ブロックあたりの戸数が少ない地域を中心に事業をしている地域アクセス系事業者・CATV事業者等は、実際には配線ブロック見直しによりコストが増加するにも関わらず、全国平均化されることで当該地域のNTT殿光ファイバの接続料が見かけ上安くなることも想定され、不利な競争条件を強いられることとなる点

また、コスト発生を避ける意味で、実際には設備変更を行わずに、精算処理等によって、

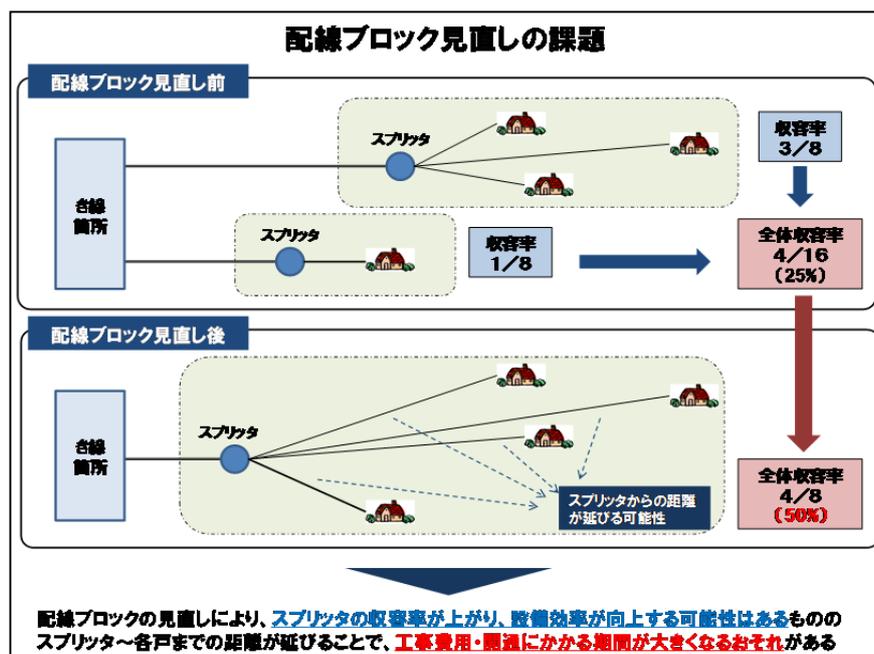


図 4. 配線ブロック見直しの課題

配線ブロックの見かけ上の変更を行う方法等も考えられますが、この場合、実際に設備構築する際にかかる費用が正しく接続料に反映されず、結果的に自ら投資する設備事業者が、借りるだけの接続事業者に対して不利な競争条件を強いられることが問題になります。

配線ブロックの見直しについては、光回線・OSU等の費用を含めた総合的なコストが、見直しの結果として削減できるエリアについては通常の設定構築手法として行うべきですが、費用増となるエリアに対してまで見直しをし、当該コストを一方的に設備事業者が負担することは、弊社としては反対です。

質問③

第18回接続委員会において、「接続事業者の希望する接続料水準は、現在のドライックパ接続料を想定した、現行の加入光ファイバ接続料約3000円の半分というものであり、この料金水準であれば、1芯単位接続料であっても、配線ブロックの適正化により1配線ブロック当たりの戸数が60戸に近づけばビジネスとして成立し得る。また、配線ブロックの適正化が実現されるまでの時間を稼ぐために、他の手法を組み合わせるという考え方もあり得るのではないか。」という指摘がなされている点に関して、御社としてどのような見解をお持ちであるかご教示頂きたい。

回答③

弊社は平成23年2月22日に、接続委員会の場で発言をする機会をいただき、光インフラ事業者の投資インセンティブを阻害することのないよう、適正に設備コスト等を反映した接続料設定が必要であると主張いたしました（図5）。

メタル回線と光ファイバは材料や敷設工法が全く違うため、設備コストは当然に違ったものとなります。接続事業者の希望する「現行の加入光ファイバ接続料の半分」という主張は、本質的に違うものを比較したものであり、何の合理性もありません。

光ファイバ接続料の検討にあたって① 2

■認可申請された加入光ファイバ接続料は、**市場に相当のインパクト**を与える水準と認識
■設備競争とのバランスの観点から、本来的には、**実績原価方式で算定すべき**との考え
■光ファイバ接続料の検討に際しては、以下の点に留意いただきたい

(1) 設備競争への配慮

- メタル回線と異なり、**設備競争が進展している光ファイバ**の接続料設定にあたっては、NTT東西や接続事業者だけでなく、**光インフラ事業者を含めた競争事業者間の公平性担保が必要**
- 「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ」にもあるように、**設備競争への影響等に十分な留意が必要**

「光の道」構想実現に向けて「取りまとめ（抜粋）」
その際には、設備競争とサービス競争のバランスの観点から、接続事業者が設備投資のリスクを充分に負担するとともに、技術革新や新サービスの迅速な提供への阻害要因とならないような配慮を行うこと等により、設備競争への影響等に十分に留意することが適当である

(2) 設備コストに基づく設定

- 光インフラ事業者の**投資インセンティブを阻害することのないよう、適正に設備コスト等を反映した接続料設定が必要**（「料金水準ありき」で検討すべきでない）
- 技術や機能、独占的に構築された歴史等、あらゆる点で異なる**メタル回線との比較は不適切であり、光ファイバは光ファイバとして検討することが必要**
- 保守等の業務効率化や設備・建設コストの低減により、**接続料の低廉化は図られるべき**

K-Opti.com

図 5.（平成23年2月22日 弊社発表資料2頁より）

また、配線ブロックの適正化が実現されるまでの時間を稼ぐために、他の手法を組み合わせるとい考え方については、接続料の一時的な値下げや、分岐単位を4/8のように恣意的に設定する案等が委員会の中で提案されておりますが、仮に一時的な措置であったとしても、公平な競争環境を阻害する制度の導入には弊社は断固反対いたします。一旦、

そのような合理的でない制度が導入されれば、事後的に制度を改めることは極めて困難であり、これまで自らリスクを取って設備投資をしてきた地域アクセス系事業者やCATV事業者は、借りるだけの接続事業者に対して不利な競争を強いられることとなります。

適正に設備コストを反映した結果、光ファイバ接続料が低廉化することは、情報通信事業の持続的な発展のためにも、あるべき方向性と考えますが、設備コストと乖離した接続料設定は、設備競争を否定し、ひいてはサービスの多様化・高度化や普及率向上の停滞に繋がるという点を、十分考慮いただきたいと考えております。

質問⑩

分岐単位接続料設定に関し現在接続事業者から示されている上記の要望についていずれも困難な点があるということであれば、御社としてどのような代替案が想定されうるかお示し頂きたい。

回答⑩

現行の一芯単位接続料制度を活用し、KDD I 殿は全国で「a u ひかり」サービスを展開されており、第18回接続委員会で公表されたデータによると、同社F T T Hサービスの加入者数は約207万件（2011年9月現在）、市場シェアは8.8%（2011年6月現在）に達しています。この事例が示すとおり、現状においても、競争環境は正当に機能しており、分岐単位接続料制度の検討には全く合理性が無いと弊社は考えております。

なお、設備更新が停滞するおそれがある点で、弊社は積極的には賛成しかねますが、希望する接続事業者同士でコンソーシアムを組み、O S Uを共用することでF T T H事業に参入することは、現行の制度下でも可能です（図3）。このような取り組みを十分に検討しないまま、安易に制度変更を行い、公平な競争環境を歪めることは、これまで自らリスクを取って設備投資し、地域のブロードバンド化推進に寄与してきた、地域アクセス系事業者やC A T V事業者の努力の否定に繋がるものであり、弊社としては到底許容できるものではありません。

また、一部の接続事業者は、サービスレベル維持や故障対応時のフロー等に関して、N T T東西殿と同じ運用ルールに則った形でO S Uを共用する案を希望されていますが、この形態であれば現状のI S P事業とほぼ同じであり、既に事業参入にかかる環境は整備されていることから、分岐単位接続料制度の検討は全く必要ありません。

コスト負担の点で公平性が高く、競争条件を歪めない点において、弊社は現行の一芯単位の接続料設定制度が最も合理的な制度であると考えております。